

○農林水産省告示第二千三百三十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十四年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年十二月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

平成二十四年産の茶に係る農業災害補償法第二百十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりする。

農業災害補償法第 百二十条の十二第 一項第一号の農林	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
----------------------------------	----	------------------

三類		二類					一類			区分	水産大臣が定める	
京都府の区域	静岡県の区域	埼玉県の区域	奈良県の区域	京都府の区域	静岡県の区域	埼玉県の区域	奈良県の区域	京都府の区域	静岡県の区域	埼玉県の区域		
六三〇円	二九〇円	二〇〇円	三五〇円	七一〇円	四二〇円	三九〇円	二八〇円	六六〇円	二九〇円	二〇〇円		
五七〇円	二六〇円	一八〇円	三二〇円	六四〇円	三八〇円	三五〇円	二五〇円	五九〇円	二六〇円	一八〇円		
五〇〇円	二三〇円	一六〇円	二八〇円	五七〇円	三四〇円	三一〇円	二二〇円	五三〇円	二三〇円	一六〇円		
四四〇円	二〇〇円	一四〇円	二五〇円	五〇〇円	二九〇円	二七〇円	二〇〇円	四六〇円	二〇〇円	一四〇円		
三八〇円	一七〇円	一二〇円	二一〇円	四三〇円	二五〇円	二三〇円	一七〇円	四〇〇円	一七〇円	一二〇円		

六類		五類	四類				
京都府の区域	埼玉県の区域	京都府の区域	奈良県の区域	京都府の区域	静岡県の区域	埼玉県の区域	奈良県の区域
八四〇円	八四〇円	七六〇円	三五〇円	六四〇円	四二〇円	三九〇円	二八〇円
七六〇円	七六〇円	六八〇円	三二〇円	五八〇円	三八〇円	三五〇円	二五〇円
六七〇円	六七〇円	六一〇円	二八〇円	五一〇円	三四〇円	三一〇円	二二〇円
五九〇円	五九〇円	五三〇円	二五〇円	四五〇円	二九〇円	二七〇円	二〇〇円
五〇〇円	五〇〇円	四六〇円	二一〇円	三八〇円	二五〇円	二三〇円	一七〇円